設 備 条 件 確 認 書

当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を表中のとおりとします。

設 備 条 件		確認	点検回数	適用
1	柱上に設置した高圧変圧器がないもの。	0	左記設備条件の すべてに適合す る場合は 隔月1回以上	0
	高圧負荷開閉器(キュービクル内に設置するものを除く)に可燃 性絶縁油を使用していないもの。	0		
	保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧 交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの。	0		
	責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡 保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表 示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの。	0		
2	受電設備がキュービクル式であるもの(屋内に設置するものに限る。)	_	上記及び左記設備 条件のすべてに適 合する場合は 3か月に1回以上	
	蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの	0		
3	低圧受電の需要設備	_	隔月1回以上	_
上記①、②、③以外の需要設備		_	毎月1回以上	_